

令和2年12月22日

◎浜田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎浜田委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第6号議案、第12号議案から第14号議案、以上7件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第3-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第4-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策として、患者が療養するための病床の確保にかかる空床補償額について、国から新たに示された単価に応じて増額するための経費である。現在の医療提供体制は、医療機関において最大200床を確保するとともに、宿泊療養施設として民間のホテルを活用し対応を行っているとの説明がありました。

委員から、12月に入り、感染者数が増加し、今後も感染拡大が進んだ場合、入院調整中の方がさらに増えることも予想されるが、どのような対応を取っていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、入院調整に時間を要しているケースや、これまで、一旦は入院した後、病態を確認した上で宿泊療養施設に移っていたが、無症状や症状のあまり重くない方については、直接宿泊療養施設に入っただくことで、入院調整中の方をできるだけ少なくするようにしているとの答弁がありました。

別の委員から、宿泊療養施設として活用しているホテルにおいて、医師や看護師など、医療スタッフはどのような体制を取っているのかとの質疑がありました。

執行部からは、看護師が 24 時間常駐し、体温や酸素飽和度などのチェックを行っており、医療機関から退院された方については入院をしていた医療機関の医師が、また、事前診療を行っていない方については、県が確保した医師によりオンライン診療や看護師への助言を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第 1 号「令和 2 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「ひきこもり対策推進事業費補助金」について、執行部から、国の補助事業に採択された黒潮町のひきこもりの方の社会参加に向けた取組に対して、県を通じて補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、県が今年度行ったひきこもりの実態調査と今回黒潮町が行う調査とはどのような違いがあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、県の実態調査は個人ではなく地域の状況を分析したものであり、黒潮町は県の調査データをもとに個人にアプローチしていく。その後はアウトリーチ活動などで信頼関係を築きながら、徐々に社会参加や就労に向けた支援につなげていこうとするものであるとの答弁がありました。

別の委員から、ひきこもりの問題については、専門的な対応も必要となってくるが、支援体制はどのようになっているのかとの質疑がありました。

執行部からは、医療的な視点からのアドバイスも必要であるため、県精神保健福祉センターが専門的知見からの助言、支援をしていく考えであるとの答弁がありました。

複数の委員から、今回の黒潮町をモデルケースとして、県全体で課題も共有し、取組を進めていくことが必要であるとの意見がありました。

執行部からは、市町村に対して、県精神保健福祉センターによる支援を行っていくとともに、各ブロックの勉強会などで優良事例の共有を図りながら、取組を広げていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第 13 号「高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、令和 3 年度から令和 7 年度までの高知城歴史博物館の指定管理者について、引き続き公益財団法人土佐山内記念財団を直指定するものであるとの説明がありました。

高知城歴史博物館の観覧者数は、平成 29 年度、30 年度は第 1 期指定管理期間の年間目標数である 10 万 6,000 人を上回っていたが、その後は「志国高知幕末維新博」の閉幕や新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、減少傾向となっている。

第 2 期指定管理期間においては、年間目標観覧者数を 8 万 5,000 人と設定し、これまで行ってきた取組を継続するとともに、魅力ある企画展の開催や観光振興部と連携したプ

ロモーション活動を強化し、観覧者数の上積みを目指していくとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染拡大の影響など、今の社会情勢から見て、第2期の目標設定数はかなり厳しいのではないかとの意見がありました。

別の委員から、観光イベントの終了や新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しても、観覧者数は大幅に減少している。県外観光客はもとより、県民の方々が2度、3度と来館していただけるような取組も必要ではないかとの質疑がありました。

執行部からは、観覧者の約6割から7割が県外からの来館者であり、新型コロナウイルス感染拡大による影響が観覧者数にも表れている。そのため、県内の多くの方にリピーターになっていただけるよう、地域に密着した企画展の開催や、県立歴史系文化施設連絡協議会において意見交換を行うなど、プロモーション活動の強化を図り、集客につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、文化系施設だけではなく、観光部門など幅広い連携、意見交換も重要となってくると思うが、どのような取組を考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、連絡協議会において、文化施設と県の観光振興部が、誘客に向けて文化施設の展示計画や観光情報などを共有し、意見交換を行い、連携を図っている。また、歴史についての出前講座や施設見学の受入れなど、教育委員会とも引き続き連携しながら取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、危機管理部から、12月16日に宿毛市において発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について、発生状況、検査結果、防疫作業など、これまでの経過について報告がありました。

委員から、作業にあたった職員については、初めての経験でもあり、今後、メンタルの部分については心配なところもあるので、フォローもしっかりとお願いしたいとの意見がありました。

執行部からは、机上での計画は十分立てていたが、今回の作業ではいろいろな経験をしたので、反省点や今後の対応も含め協議を行うとともに、併せて職員の心のケアにも努めていきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部の報告事項についてであります。

「新型コロナウイルス感染症にかかる検査協力医療機関の年末年始の診療体制について」執行部から、年末年始の6日間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応できるよう、休日当番医のほか、各福祉保健所管内に必ず1か所対応できる医療機関を確保するとともに、検査件数は1日当たり約150件を目安に診療検査体制を確保することを目指し、現在、検査協力医療機関と調整中である。決定した際には新聞や県のホームページにより県民の方々に周知していくとの説明がありました。

委員から、年末年始の検査協力医療機関の確保について見通しはどうかとの質問がありました。

執行部からは、各福祉保健所管内で少なくとも1か所は確保できると考えており、引き続きさらに対応できるよう協力を呼びかけていくとの答弁がありました。

別の委員から、年末年始の6日間においても、検査結果は順次判明していくと考えるよいかとの質問がありました。

執行部からは、抗原検査については30分程度で結果が分かるものもあり、また、衛生環境研究所も対応することとしており、検査体制に隙間ができないよう、準備をしていくとの答弁がありました。

委員から、検査結果が出た後の受け入れ医療機関、入院調整、宿泊療養施設などの対応、体制も伴っているのかとの質問がありました。

執行部からは、保健所は年末年始も対応できるようにしており、入院医療機関においても体制がとられているとの答弁がありました。

次に、公営企業局の報告事項についてであります。

「職員の懲戒処分について」、執行部から、あき総合病院に勤務する職員が運転免許の効力停止期間中に自家用車を運転し無免許運転で検挙された事案について、減給30分の1、1か月の懲戒処分を行ったとの報告がありました。

委員から、この職員は複数回、道路交通法違反を起こした後に、再度、違反を起こしている。命を預かる病院において、この処分だけで職場で業務に従事させていいのか、業務に従事させるにあたっては、カウンセリングや研修など、しっかりと教育が必要ではないかとの質問がありました。

執行部からは、この職員は運転免許取消し処分になり、社会的な制約を受け、反省もしている。研修については、全体を対象とした形で検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、命を預かる職場に遵法精神のない者を配置することについては、強く不安を感じるとの意見がありました。

執行部からは、当該職員は勤務態度も良好であり、また、今回の事案については十分注意を行い、本人も反省の態度を示している。今後、研修など通じ、二度とこのようなことを起こさないよう指導していくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、これまでの経緯からみると、また違反を繰り返すのではないかと不安を感じる。今後、再度同じことや他の違反がないよう、公営企業局が責任をもって指導をするようにとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎浜田委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 公営企業局のところで、私の分も出ているんですが、この方の将来のこともあるだろうし、委員会での発言と報告書に載せるというのはちょっと別で、ここまで書く必要もないと思うし、どうでしょうか。もし載せるのであれば、一番最後の今後責任を持って指導してくださいということで。私としては。

◎ 除きましょう。

◎ 我々が言って、局長から病院長に伝わっているでしょうし。

◎ 健康政策部の検査のところで、〇〇委員が検査の必要性を言っておられたし、この辺のやり取りを入れれば。ただ、書くとなるとどうなるか。

◎ 結構、すれ違ったやり取りだから、書くのは難しいと思います。構いません、書かなくても。

◎ 7ページですが、2行目で観覧者数は大幅に減少しているというところ、言いたかったのは新型コロナウイルスの影響というより、開館以来下がっているということで。

◎ 公営企業局の部分は除く。そして、7ページ2行目、観覧者数は大幅に減少しているを観覧者数は開館以来、減少している、この2点で。

◎浜田委員長 正場に復します。

それでは、先ほどの御意見も踏まえ、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整については正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎浜田委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会では閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《出先機関等調査について》

◎浜田委員長 次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たり、本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定についてご説明いたします。

まず、資料の1枚目は危機管理文化厚生委員会が所管する出先機関と関係する公社、団体等でございます。

資料の2枚目に平成28年度以降の調査実績として、左側が県の出先機関、右側に公社、団体、民間企業等を記載しております。

資料、3枚目、4枚目に参考として、昨年度と今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月15日までに先機関等調査と併せて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。2月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、次年度の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎浜田委員長 それでは、このことについて、協議を行います。御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ なし

◎浜田委員長 正場に復します。

それでは、先ほどお配りしました資料を参考にいただき、調査すべき施設等、御意見がございましたら、1月15日までに事務局までお知らせください。その後、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として協議をいただくことといたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時16分閉会)